



農政課からのお知らせ

◆ お問い合わせ先 ◆
☎ 923-7607



農水産業振興戦略拠点施設への 出品者大募集!!

平成30年春頃オープン予定の当施設への農水産物、加工食品及び工芸・雑貨等の商品の出品者を募集しております。



農水産業振興戦略拠点施設(イメージ)

多くの農業者及び加工業者等の申し込みをお待ちしております!

【申込方法】市役所農政課又はうるま未来プロジェクトグループに備え付けの申込用紙にて

【期間】随時受付中
【お問い合わせ先】

農政課 ☎923-7607
うるま未来プロジェクトグループ
(住所:うるま市字田場1304-11F)
☎989-7610

第13回うるま市畜産共進会開催

第13回うるま市畜産共進会を開催します。うるま市は県内でも有数の畜産の盛んな地域です。

多くの市民の皆様のご来場をお待ちしています。

【日時】8月22日(火)

午前10時
審査開始

【場所】石川多目的ドーム



カンキツグリーニング病 持ち込み診断へのご協力をお願い

カンキツグリーニング病のまん延を防ぐため、沖縄県ではカンキツグリーニング病への感染の有無を無料で診断する、**持ち込み診断を実施**しています。

【カンキツグリーニング病とは?】世界的なかんきつの病害。感染すると数年後に枯れてしまいます。

【病気の広がり方】ミカンキジラミという虫、感染樹からの取り木・接ぎ木。

【治療方法】無し。病気の木は感染源となるので速やかに伐採処分する。

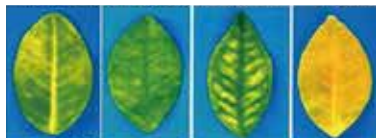
【病気の症状】黄色っぽい葉やまだらに黄色い葉一部の枝が枯れるなどの症状

【持ち込み方法】4方向から症状のある葉を含む枝を1本ずつ採取し、袋に入れる。

【問合せ】持ち込み診断の詳細については、左記の連絡先までお問合せください。

①農政課 ☎923-7607
②病害虫防除技術センター ☎886-13880

カンキツグリーニング病の症状



主脈の黄化 まだら退緑 脈間黄化 黄化

森林に関する届出について

次の場合には、森林法に関する届出が必要です。
※土地の地目が山林以外(雑種地や原野)となっている場合もありますのでご注意ください。

森林の伐採を行うときは

森林の立木を伐採するときは、森林法第10条の8第1項の規定により、伐採を始める90日から30日前までに届出書の提出が必要です。ただし、保安林に指定されている場合、または1haを超える伐採は、知事へ許可申請を行ってください。

火入れを行うときは

市内の森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地で、その土地にある立木、雑草等を面的に焼却する場合には、火入れを行う10日前までに申請が必要です。

森林の土地を取得したときは

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者となった方は、取得した土地のある市町村長への届出が義務付けられました。

【届出対象者】	個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方。 (ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外)
【届出期間】	土地の所有者となった日から90日以内
【届出書記載事項】	・届出者と前所有者の住所氏名 ・所有者となった年月日 ・所有権移転の原因 ・土地の所在場所・面積 ・土地の用途等
【添付書類】	・登記事項証明書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し ・土地の位置を示す図面

◆ お問い合わせ先 ◆ 農政課 ☎923-7607